

317.95  
R59-2ウ



0007227-000

317.95-R59-2ウ

合衆国労働省の機能と機構

労働省労働統計調査局

昭和24

ABH

317.95

R59

2

33.4.18

366  
R59

第九輯

合衆國労働省の機能と機構

— その生成と變遷 —

労働省労働統計調査局

31795  
R59  
2

はしがり

編者寄贈本

本稿は

Annual Report of Secretary of Labor (U. S. Dept. of Labor)

1913~1944

S. Government Mannual

1945~1947

Brief History of the American Labor Movement

(U. S. Dept. of Labor) (労働省労働局訳米國労働運動史)

Quarter Century of Government Labor Activity (Estelle M. Stewart, Bureau of Labor Statistics)

Monthly Labor Review, Feb. 1938 —

Works and Policy of Department of Labor (Rouis B. Schwellenbach)

Monthly Labor Review, Mar. 1948 —

Report of U. S. Dept. of Labor — For Release, Monday, July, 1946 —

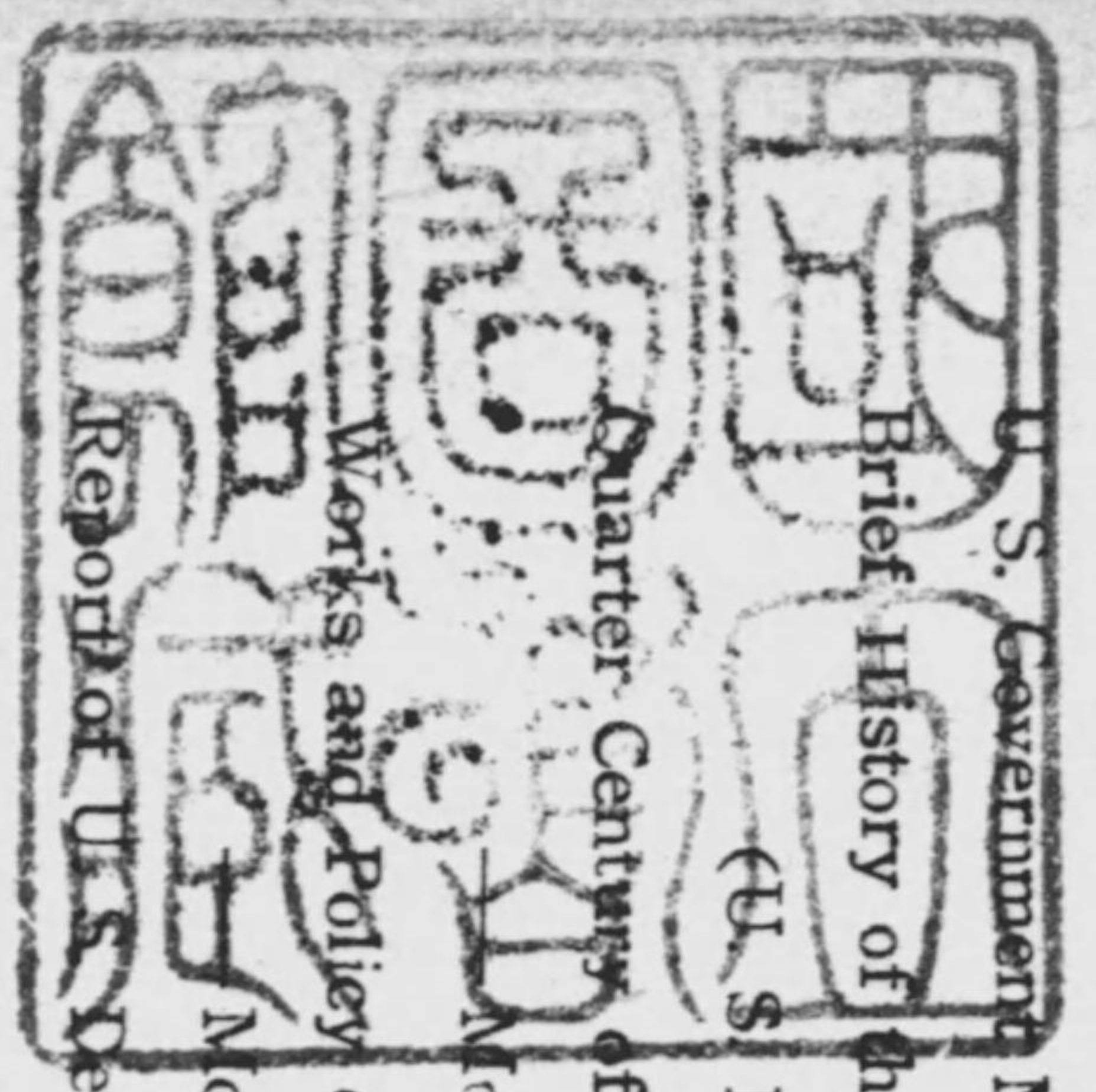
“Foster, promote, and develop welfare” of U. S. wage earners

— Labor information Bulletin, Feb. 1948 —

Activity and Function of State Department of Labor

(U. S. Dept. of Labor, Bureau of Labor Statistics, 1928)

等を参考として、調査したものである。



目次

一 労働省の起源	一
(1) 労働局の設立	三
(2) 商務労働省の設立	四
(3) 労働省の創設	六
二 設立時における労働省の目的と組織	七
三 設立以後第一次世界大戦末までにおける省機構の変化	一四
(1) 第一次世界大戦参加まで	一五
(2) 第一次世界大戦介入以後	一八
四 第一次大戦以後ニュー・デイルルまでにおける省機構の変化	二三
五 ニュー・デイルル以後第二次世界大戦までにおける省機構の変化	三〇
六 第二次世界大戦以後における省機構の変化	四二
附 (1) 合衆國労働省機構の変遷表	四九
(2) 合衆國労働省各部局の任務	五〇



合衆國労働省の機能と機構  
その生成と變遷  
労働省の起源

一八二四年、七つの市の労働組合團體の代表がニューヨークに集り、はじめて全國的な組合の連合を結成した頃から、合衆國における勞資の對立は漸く顯著になつてきた。しかし、當時奴隸問題を中心とする國內の烈しい對立の結果として、これらの社會問題はなお國民一般の關心を引くに至らず、労働組合は打ちつゞく恐慌と繁榮の波の中に獨力で創早期の試練を耐えていたのである。

一八六一年から六五年に亘る南北戦争は、國內産業の近代化に大きな刺撃を與えた。物價は上昇し、大量の軍需品及び兵器の製造のために多くの新しい企業が設立された。古い職人的生産様式に代り、新しい機械工場生産が採用され、東西をつなぐ鐵道路線が完成されるに至つた。そして、古い手工業的な職人に代つて、近代的な工場労働者が多數發生し、労働階級の組織は急速に進展しはじめた。一八六三年に約八十の組合しか結成されていなかった北部の二十州で、翌一八六四年末には殆ど三百に近い地方組合が結成されているのをみてもこのことは明である。「南北戦争につゞく十五年間は、合衆國の労働運動にとり重要な形成期であつた。經濟的不況と回復の二周期にわたつたこの期間に、十四の新しい全國組合ができ、一八七二年までに組合員總數は三十萬人に膨脹した。」(合衆國労働省米國労働運動小史)この間における勞資の對立は漸く激しく、ストライキ・工場閉鎖は相ついで起り、一八七七年の鐵道スト

ライキにつゞく暴動と戒嚴令の施行、一八八六年の八時間労働制を要求する合衆國最初の總罷業等によつて、労働問題は重要な社會問題として國民の關心を引くようになった。

一八六六年には「全國労働組合」が結成され、同じく六九年には有名な労働騎士團が組織された。一八八六年にはアメリカ労働總同盟が騎士團から分裂し、ゴンパースを中心に實際的な、着實なアメリカ労働運動への道を開きはじめた。右のような労働運動の發展に伴い、これらの労働者の中から次第に労働省の設立が要望されるようになってきた。労働階級の利益を擁護し、閣内にあつて發言權をもつ長官の指揮を受ける連邦の一省を設立することが、一八六五年にはじめて労働運動の指導者によつて提唱された。この提案は翌一八六六年の大會において採擇され、直に實現のための運動が開始された。この運動はとくに労働騎士團によつて力強く取りあげられ、議會を通じてその設立を實現しようとするあらゆる運動が展開されるようになった。

「政府に對する労働者の最初の要求は、これらの労働時間・賃金・安全及び健康に關する實際の状態を調査し、これを提供することであつた。この要求は、まづ一八六九年にマサチューセツツ州によつて採用され、ついで一八八四年の連邦政府による労働局の設置として實現された。」(合衆國労働省・月刊労働評論・四六卷・二號)

以後、一九一三年の省設立に到るまでに、その性格と内容の異つた様々な提案が連邦議會に提出され、討議されるとともに、他方州においても夫々次第にこれに類する機關が設立されるようになったのである。

一九一三年の労働省年報によれば、一八六四年から一九〇二年までの間に、百以上に亘るこの種の提案が連邦議會になされた。これらの法律案やそれに対する決定は、一九〇四年發行の「商務労働省の組織と法律」の中に要約されている。

議會はこれらの動きに答えて、まづ一八六七年に法規委員會を設置し、また常設の労働専門委員會を附置する準備

をはじめた。一八七一年には、「合衆國労働者の賃金・労働時間並に勞資間の利潤分配問題に關する委員會を任命する法律」が成立し、その後さらに、「労働局」「農務省内の労働局」「労働統計局」「内務省内の労働統計局」或いは「産業省」を設立する諸法律案が相ついで提出された。しかし、これらの法案はいずれも制文化されずに、握りつぶされ、第四十八議會(一八八三年—八四年)に提出された次の法案の成立によつてはじめて、最初の労働官廳が結實することになったのである。

### (1) 労働局の設立(一八八四年)

前述の如く一八八四年に議會に提案された種々の法案——上院のブレイアによる「労働統計局」、下院のウイクリスによる「労働統計及び産業局」、オネイルによる「労働統計局」、オブキンスによる「労働統計省」、後の大統領マツキンレーによる「労働統計局」、ホルンの「産業省」等々を設立するための各法律案等——の中から一つの法律がつくられ、二十年に亘る全國的な設立運動、とくに賃金労働者を代表する議員たちの努力を結實させることになった。

この法律は一八八四年六月二十七日に署名され、内務省の中に「労働局」と呼ぶ一局を設立することをその内容としていた。

労働局は後の労働統計局であり、労働局長は「労働問題・労働の資本に對する關係・労働時間・成年労働男女の賃金、並にその物質的、知的、道德的水準を向上するための方法に關する調査を蒐集する」(労働局設置法)ことを任務としていた。

これまでも、労働者のあるがままの状態を調査し、その結果に基いて廣く労働條件又は雇傭條件の改善を促進しようとする動きは非常に強く、全國労働組合や産業會議は自らの手によつて全國的な労働條件や物價に關する調査を



行つていた。

そして、これらの要求にこたえ、労働問題とくに勞資關係・労働時間及び賃金等に關する公平な調査を行い、その結果を廣く公表する任務が労働局に課せられたのである。

労働局は、その後一八八八年に「労働省」と改稱され、内務省の下からはなれた獨立の一省になつた。しがし、その長は、なお労働局長(Commissioner)と呼ばれ大統領の閣議に参加する正式の労働長官ではなかつた。労働局長は一八八八年六月三日の法律により「もつとも包括的、一般的意味における労働に關する問題、とくに労働の資本に對する關係、労働時間並にその物質的、社會的、道德的向上に關する有益な調査を行い、これを合衆國民に周知させなければならぬ」と規定されていた。

これらの規定に基いて労働局長は一九〇三年までにおよそ十四の年報と九つの専門の報告を發表して、一般の要望に答えている。

## (2) 商勞労働省の設立(一九〇三年)

一方、「大統領の内閣に列席する労働長官の下にある完全な労働省の設立」を目的とした、最初からの運動は依然としてつゞいてきた。

労働組合については「一八九〇年以後三十年間に AFL は漸次發展して、アメリカの組合の主要な連合體としての地位を確立した。最初の十年間の成長は緩慢であつたが、一九〇〇年から一九〇四年の間には、組合員は急激に増加して五十萬から百五十萬になつた」(同上小史)。他方、これに對し、とくに労働騎士團の戰闘的な態度に對抗すべく一八八六年には二十四の鐵道會社の支配人からなる總支配人協會がシカゴに設立され、以後使用者團體の組織と團結

は急速に進展するようになった。

「一八九〇年代に新に經濟界に現われた大使用者團體は、自己の被傭者に組合を作らせないよう勇敢に闘つた。ときにはこの衝突の結果死傷者を出し、その他の暴行が行われた。」「一九〇二年以後使用者の反抗は強化され、さらに組織的になつた。多くの工場には科學的管理法と能率制度とが導入されたが、これは多くの熟練工の職業別組合を破壊する上に大いに役立つた。使用者は組合を破壊する上にいろいろな戰術を用いた。組合の組織活動に反對するために監視隊や市民委員會が育成された。裁判所の判決は、通例使用者の反組合行爲を承認した。」(同上小史)

これらの状態を反映して獨立の労働省を設立しようとする運動は、いよいよ旺んじた。一八八五年には下院議員ウイバーが、「労働長官の下にある一行政省を設立する法律案」を議會に提出し、また同様な法案がその後も相ついで上程されていた。それらの法案はその内容も種々雑多で労働局設置以前と同様な「農務省及び労働局」「労働省」「農務産業省」「産業省」等々を設立する諸法案等があり、これらもまた、すべて法制化されずに終つてゐる。

一九〇三年にいたり、これまでのものと違つた性格と目的をもつたいくつかの法案が提出され、通過した。これらの法案はすべて實質において、商務省を設立することを目的としたものであり、「商業經營上の利益のために一行政省を設立する」といふ提案が賃金労働者の福祉のための行政省を設置しようとする意見と混合して(一九一三年々報)新しい行政省の設置が實現されたのである。

かくして、一九〇三年二月十四日合衆國商務労働省が設立され、労働局はその一部局として存在することになつた。そして、以後一九一三年に到るまで「合衆國労働者の福祉は經營者の利益をもまた代表する商務労働省の手に委されてゐた。この利益代表の混合はしばしば重大な矛盾を露呈し、きわめて不満足な結果を招來した。そして半世紀に亘り、全労働者のためにたえず要望されてきた同じ要求が、その後、もう一度さらに強く要望されるようになつ

た」(同上年報)のである。

六

商務労働省の一部局として労働局は一九一三年までに七つの年報と三つの報告並に議會の特別の命令に従つて作つた多くの報告書を世の中に送つた。

そして、後一九一三年の労働省設置法によつて、商務労働省は商務省と労働省に分れ、前者は經營者の利益を中心とする商業企業の面を擔當し、後者は後述の如く賃金労働者の福祉に關する問題を取扱うことになつたのである。

### (3) 労働省の創設(一九一三年)

AFLを中心とする合衆國の労働組合は、これまで主として「労働協約の適用範圍を擴大することにより賃金を引上げ、八時間労働制を確立し、その他労働條件を改善することに精力を集中して、各種の政治勢力の労働運動に介入し、組合をして自黨の政策を支持せしめようとする努力を排撃していた」(同上小史)。しかし、一九〇六年の選挙に際しては總同盟は、労働者代表委員會を設けて議會内への組合勢力の介入につとめ、いわゆる「擁同排異」の政策を實踐した。ついで一九〇八年の大統領選挙及び一九一〇年の議會選挙においては、總同盟は以前の「擁同排異」政策を堅持しながら、さらに事實上民主黨と同盟關係を結び、これを應援し、支持した。

一九一〇年の選挙において、民主黨は下院における多數を占めた。とくに十五名の組合員が下院に選出され、合同炭坑夫組合の前書記長ウイリアム・B・ウイルソンが労働委員會の委員長に任命された。

以上の結果として労働者の法制上の地位は急激に改革されることとなり、一九一一年から一三年に亘つて、總同盟が過去十五年の間たえず要求しつづけてきた種々の労働立法が相ついで實現されるに到つた。例えば、今世紀の第一年目には、婦人及び年少労働者を保護し、産業上の災害を減少させる州法をいくつか通過させた。労働者補償法は大部

分の州で採用された。州労働省の設立並にその統一化運動は全国的に擴まり、一九一三年には合衆國の約四分の三に昇る州において、労働に關する調査機關又は産業委員會(Industrial Committee)が設置された。一九一四年には、クレイトン反トラスト法に對する労働組合の適用除外が認められ、労働争議に對する連邦裁判所の差止命令(Injunction)の制限に關する規定が挿入された。また、政府請負工事に従事する労働者の八時間労働立法、海員の雇傭條件の基準を規定する海員法並に州際交通に従事する鐵道労働者に適用される八時間労働制も實施されるようになったのである。

右のような状態の中に、労働者階級の五十年に亘る一貫した要望であつた「労働省」が一九一三年三月四日に設立されるに至つた。大統領タフトは退官間際にこの第十番目の行政省を設立する法律案に署名し、ついでウイルソンが大統領に就任するとともに、前述のウイリアム・B・ウイルソンが初代の労働長官に任命された。

かくして「大統領の内閣に席を有する長官の下にある労働省の設置」(一九〇八年の民主黨政策綱領)は實現され以後同省の手により合衆國労働者の利益と福祉を擁護するための諸活動が開始されるに至つたのである。

## 二 設立時における労働省の目的と組織

労働省設置法第一條には次の如く規定されている。すなはち、「労働省の目的は、合衆國賃金労働者の福祉を促進・助長・向上せしめ、その労働條件を改善し、かつ、その有利な雇傭に對する機會を進展させること」である。

労働省は右のような基本的な任務を達成するために、後述のような諸組織を定め、社會經濟の變動に應じ、また新しい事態の發生とともにたえずこれに對應しつゝ、この基本的な目的の實現に向つてたえず努めてきたのである。

しかし、この目的を達することは「單に、労働者のみの利益を考るといふことではない。すべての者に對する公平——労働者と労働者、労働者と使用者並にそれらのおのおの一般公衆との間の公平ということこそその最高の目

的となつてゐるのである。當設置法は、労働者の労働条件を改善し、その有利な雇傭の機会を促進することによつて、労働者の福祉を向上させるだけでなく、すべての階級並にその法律上の利益との調和の中に、産業正義の最高理想を実現せしめ、これによつて國內産業平和を維持することをその主要な目的としてゐるのである。」(一九一三年々報)

一九四八年三月の月刊労働評論(M・L・R)において、労働長官ルイス・B・シュウエーレンバック氏は、同省の機能を次の四つに分けて、そのおのおのにつき説明を與えてゐる。すなわち、第一は事實調査に關するものであり、労働者の雇傭又は労働条件の實狀を調査しその結果に基いて、その改善或はその他の立法の資とする。第二は労働法の運営であり、これによつて労働法の完全な實施を確保し、その實現を監督する。第三は、諮問的教育的な任務であり、公私の労働問題その他に關する質問に答え、その健全平穩な發展を助長し、第四は、政策決定(Policymaking)的機能でありこれにより、合衆國の労働に關する諸政策を決定する上に貢献することであると述べてゐる。

そして、社會情勢の移り變りとともに、その機能の重點も變遷してゐるが、省設置法に定められた基本的目的は三十五年の間終始一貫して、變化がなかつたことを彼はとくに強調してゐるのである。

つぎに一九一三年の労働長官年報による労働省内の分課、並にその主要任務は次の如くであつた。

#### (1) 労働長官

労働長官は、労働条件又は労働の生産性に關する統計の蒐集と公表を指揮し、また、政府の他の省が作成した右に關する統計資料を要求する権限をもつてゐる。

長官は、これらの問題に關する統計の組合せ、諸準備並に出版に關する指揮命令權をもち、また、國內及び國外の労働及び労働爭議に關する調査を集め、これを公表する義務を負うてゐる。

合衆國労働者補償法の運営は長官の所管であり、移民法・中國人除外法並に歸化法の實施もまた、その権限に屬す

る。

長官は、また兒童の福祉に關する問題について監督の責任を負う。

以上は商務労働省以來のものを、大體そのまま引ついたものであるが、ほかに新省の設立とともに新に長官の任務となつたものに斡旋調停がある。すなわち、「長官は、産業平和のために必要と認められた場合には、自ら調停者として活動し、又は斡旋委員を任命する任務と權限をもつ」(省設置法第八條)のである。

#### (2) 労働長官補 (Assistant Secretary)

労働長官の命に従ひ、その事務を補佐する。また、長官が死亡・退職・不在・病氣の場合には、大統領がとくに指定した場合を除く外、當然、長官の任務を代行する。

#### (3) 法律顧問 (Solicitor)

法務省の職員のうちから労働省の法律顧問として任命され、省關係のすべての運営事項についての契約・貸借その他の法律に關する事項並に傷害を受けた政府被傭者の補償に關する要求についての審査及び勸告を行う。法律顧問は、また、長官の行うすべての行政上の問題について、法律上の諮問に應じ、意見を具申する。

#### (4) 長官官房 (Office of the Secretary)

長官に直屬し、直接その事務を補佐する機關で左の四つの部局からなる。

##### (イ) 秘書官長 (Chief Clerk)

労働長官の直接の指揮の下に、省職員その他のすべての被傭者を管理し、それに関する諸規則を實施する。

秘書官長はまた、コロンビア地區におけるすべての省の建築施設を管理し、臨時の費用や料金の支出を監督する。省及び各局の郵便物は、秘書官長が接受し、またこれを配付する。

以上の外、彼はまた、いづれの所管にも属さない雑多の庶務を處理することになつてゐる。

(n) 支出官 (Disbursing Clerk)

支出官は省豫算の保管を擔當し、領收書の保管・輸送の請求・保證に對する監督並に省及び所屬各部署のすべての會計監査に關する事務を行う。

(o) 出版調達課 (Division of Publication and Supplies)

出版調達課長は、省出版物及び省用型紙の印刷及び配付を監督し、省の政府印刷局 (Government Printing Office) に對する仕事を直接擔當する。

また、購入品の保管・監督並に調達物の分配を行い、省の廣告宣傳に關する事項をも擔當する。

出版調達課長は、外に、省の管轄下にあるすべての公有財産について半年毎に報告書を編纂し、提出する義務を負つてゐる。

(p) 人事課 (Division of Appointment)

任命官 (Appointment Clerk) は省職員的人事を擔當し、その任命・轉任・昇進・減俸・選抜・休暇並に退職に關する用紙その他の準備をなし、宣誓書・職員的人事名簿・能率調査表等の保管を擔當する。

(5) 労働統計局

一九一三年の省設置法によつて、從來商務労働省労働局が擔當していた権限と任務を、そのまま引つぎ、引きつゞき労働省の一部局となつたものであり、従つてその任務と権限も、前述の一八八五年の労働局設置法の規定——労働問題・労働の資本に對する關係・労働時間・労働成年男女の賃金並にその物質的・知的・道德的水準を向上するための方法に關する調査を蒐集する——並に、一八八八年六月三日の法律の規定——もつとも包括的、一般的意味における

労働に關する問題、とくに労働の資本に對する關係、労働時間並にその物質的、社會的、道德的向上に關する有益な調査を行い、これを合衆國民に周知させる——をそのまま引きついでゐる。一九〇三年の商務労働省設置に關する法律及び一九一三年の省設置法には労働統計局に關する別段の規定はなく、從來の機能がそのまま引きつがれたことになつてゐるのである。

労働統計局は設立とともに、六冊の報告——「合衆國における婦人及び兒童労働者の状態」四冊、及び「合衆國鐵鋼業における雇傭條件に關する報告」二冊——並に十七冊の報告書——卸賣物價・小賣物價及び生計費、賃金及び労働時間、婦人労働者、労働者保險及び保障、産業災害及び疾病、斡旋及び調停 (罷業及び工場閉鎖を含む)、合衆國労働法 (労働に關する裁判所の判決を含む)、外國労働法、雜件の十叢書に分類し、百一番からの番號を附して順次刊行してゐる——を發行し、以後その目的に従つて、毎年精力的な調査並にその刊行をつゞけてゐる。

(6) 移民局 (Bureau of Immigration)

從來移民に關する事務は、財務長官の指揮下にある州官吏によつて運営されており、その費用は一八八二年に議會の承認によつて成立した移民基金という恒久的な豫算から支拂われていた。

一八九一年三月三日の法律で、新に連邦移民監督局が設立され、これまで州官吏が行つていた任務をこの監督局の連邦官吏が行うようになった。この監督局もしかし、同様に財務長官の指揮下にあつた。

一八九五年に移民監督局長は移民局長となり、一九〇三年の商務労働省の設立とともに移民局は、この省の管轄下に入つた。

一九〇六年に移民局は、移民の歸化に關する事務をも掌ることとなり、新に歸化部 (Division of Naturalization) が局内に設けられ、それに應じて、その名稱も移民歸化局と變更されることになつた。

労働省の設立とともに、歸化部は獨立の局として長官に所屬し、移民局は再びもとの名稱にもどつて労働長官の指揮下に活躍することになった。

主として、外國人及び中國人の移入及び移送に關する法律を實施することを任務とし、設立當時局の監督下には次の機關がおかれていた。

(イ) 移民所 (Immigration Station)

主として移民の入國港に設置され、移民の一時の休憩所としての機能と入國許可についての検査を行う場所になっていた。

設立當時に於ける所在地はエリス島・チャールストン・ガルベストン・ニューオルレアンス・ボストン・フィラデルフィア等であつたが、以後毎年各地に新設されている。

(ロ) 情報課 (Division of Information)

この課は一九〇七年の移民歸化局の一部として設立されたもので、合衆國の各地からの移民に對する要求について信頼しうる資料を蒐集し、これを基礎として、入國を許可された外國人のもつとも有利な配置の決定を促進することを目的としていた。

情報課はその後一九一六年代に、長官★房の一部として職業紹介部 (Employment Service) が設立されるとともに、これに吸収擴大され、重要な機能を果すことになつたのである。

省の設立後二年間に百四十萬以上の移民が入國し、その分布と同化の問題はいよいよ重要な問題になつた。しかし、第一次世界大戰の勃發とともに移民の数は三十萬臺に減少し、さらに一九一七年の移民條件法 (Literacy Act) の制定とともに移民の数は非常に減少するようになつた。さらに、一九二四年の割當法の通過によつて移民問題は次第

にその重要性を失ひ、一九三三年に再び移民歸化局として統合され、後に法務省の所管に入ることになつたのである。

(7) 歸化局 (Bureau of Naturalization)

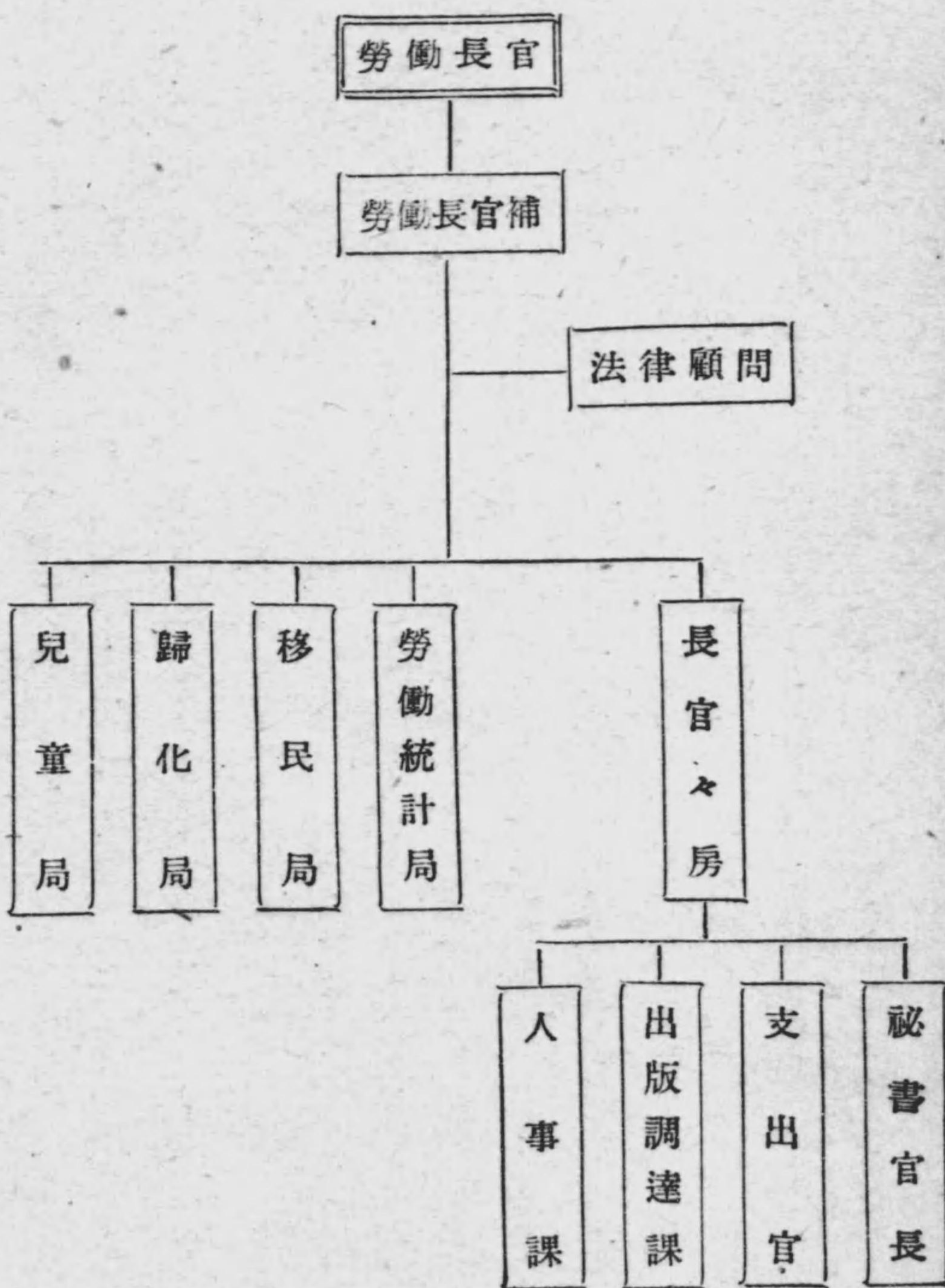
・一九〇七年の移民歸化局の設置とともに、裁判所を通じ外國人を歸化させる任務がこれに課せられ、文書の出版その他の教育的手段によつて移民の歸化を促進することになつた。二千三百に近い州歸化裁判所 (Naturalization Courts) 及び二百餘の連邦歸化裁判所を通じ、移民の歸化に關する許可及び歸化の宣言、證明書の發行等を掌り、一九一三年における統計はそのおのが九萬五千八百八十六、十八萬千六百三十二、八萬二千十七のほつてゐることを示してゐる。移民制限とともに歸化政策は徹底し、その實数は年々増加の傾向にある。

(8) 兒童局

この局は、一九二二年四月九日の法律で商務労働省の一局として設置された。同法の第二條によれば、兒童局は「人民のすべての階級の兒童の福祉並に生命に關する一切の事項を調査の上、商務労働省に報告し、かつ、とくに幼兒の品行、出生率、孤兒院、少年審判所、その遺棄、危険な職業、災害並に兒童の疾病、雇傭及び二三の州及び準州における兒童に關する立法についての調査を行う」こととなつており、この機能がそのまま新設の労働省に引きつがれてゐる。一九一四年七月、第一次大戰の勃發とともに年少労働の問題はますます表面化し、議會の承認を経て、職員は従來の十五人から七十人に増加され、次の五つの課が新設された。すなわち、圖書室 (一九一七年省圖書館に合併)、統計課、産業課、衛生課、社會保險課の五課である。その後一九一七年の兒童労働法 (Child Labor Act) の制定とともに兒童課が新設され、また兒童労働委員會 (Child Labor Board) が設置された。

なお設立當初における省機構を圖示すれば次の如くである。

第一表 一九一三年六月末における合衆國労働省の機構



一四

### 三 設立以後第一次世界大戦末までにおける省機構の變化

労働省設立後一年餘にして第一次世界大戦が勃發した。當時合衆國の労働組合は不況の打撃に悩んでおり、大都市

には失業者のデモ行進が行はれ、經濟情勢の回復は見透しがつかなかつた。

大戦の勃發はしかし米國の産業状態を急激に改善していつた。軍需品の生産に従事する工場はつぎつぎに擴張され、一般産業も次第に活況を呈してきた。労働者の數も増加しそれに伴つて労働組合はつぎつぎと結成された。一九一六年の後半には、戦争景氣がその最盛期に達し、物價騰貴とともに生計費は急激に上昇し、賃金引上げ運動が一般化してきた。八時間労働運動は軍需産業から他の産業へと波及し一九一六年には前述の如く鐵道労働者の八時間労働制が實施されるに至つたのである。

月刊労働評論第四十六卷第二號における、労働統計局M・ステワート氏の言葉によれば、「労働省の初期における發展は、まず、ヨーロッパにおける戦争状態の發生により、ついで、アメリカの世界大戦への参加によつて、非常な影響を被つた。合衆國が戦争に介入したときには、省はまだ四年の歴史しかもつていなかつた。……(しかるに)、戦争遂行の基礎になる産業活動を統一し、國家的な労働政策を普及徹底することは絶對的な要請であり、労働問題は政府全體の問題になつていた」のである。

右のような状態のうちに、省はまず設立以前には豫想しえなかつた事態に直面して新に必要と認められた機構の新設擴充を行い、ついで世界大戦への介入とともに戦時労働局を設立して緊急事態に對する労働政策を實施した。

#### (1) 第一次世界大戦参加まで

##### (イ) 斡旋事務局の新設 (U.S. Conciliation Service)

省設置以前にも、一八九八年のいわゆるアードマン法によつて、労働局長は州際通商委員會とともに運送業に關する調停仲裁機關としての機能を附與されていた。しかし、一九一三年の省設置法第八條によつて労働長官ははじめて

廣汎な調停機関としての任務を行うことになつたのである。

しかるに、設立直後には未だ、この任務を擔當する専門の部局が設けられておらず、従つておのずから長官の行う斡旋調停事務の補佐は長官々房がこれを行うようになつてきた。

設立後しばらくして、長官々房の中に専門の執行官 (Executive Clerk) が設けられ、長官が取扱つた労働争議の詳細な経緯とその費用を記録し、また、斡旋委員会の報告をまとめ、通信連絡の事務を擔當することになつた。

しかし、取扱い件数の増加とともに、到底一人の執行官及びその補助者のみでは間に合はず、省設置法第八條の規定に基いて、長官々房内に斡旋課 (Division of Conciliation) が確立された。斡旋課は州際事項に關する争議の斡旋調停を行い、關係者の請求に基いて争議の平和的解決のために努力した。

また、このような機能は各州の労働省の手によつても活潑に行はれ、その取扱い件数は毎年増加する傾向にあつた。

斡旋課はその後間もなく、合衆國斡旋部 (U.S. Conciliation Service) に發展し、一九三〇年に長官々房から獨立して、直接長官の下に所屬する一部局となつたのである。

#### (ロ) 職業紹介部 (Employment Service)

省設置法の規定による「合衆國賃金労働者の有利な雇傭に對する機会を進展する」任務は、從來主として移民の問題に限定され、前述のように移民局の情報課の擔當するところであつた。

もちろん、各州においては、一八九〇年のオハイオ州を嚆矢として、一九一三年までには大部分の州において職業紹介機關が設立されていた。そして、それら各州における職業紹介所の協力と統一を目的とした運動も漸く旺んで、一九一三年には八つの州の公共職業紹介所の職員が會議を開いて、この方法につき協議している。

第一次世界大戰の勃發とともに、労働力の不足は全國的な現象として一般の關心を引き、連邦職業紹介部の設立に對する要求は次第に高まつてきた。一九一六年には從來の移民局情報課を中心として、長官々房の中に職業紹介部を設立し、これまで行つてきた收穫期の刈入労働者の斡旋の外に、婦人少女課及び青少年課をその中に設置した。

アメリカの世界大戰への介入とともに、一九一八年一月三日には正式に職業紹介部を設立する訓令が發せられ、戦時労働局の下に全國的な雇傭制度が確立されることになつた。これによつて、同部内に新に婦人課・弘報課・勞務課 (この中に公共勞務・少年課を含む)、農業課・調査課・統計課・地方課が設けられ、また、合衆國全體を十三の雇傭地域に分けた上、その責任者及び各州の連邦官吏が任命された。

右の如く、職業紹介部は戦争の事態に直面して、急激に整備擴充されることになつたが、戦争の終了とともに再びその規模を縮少され、眞に近代的な全國的な職業紹介制度が確立されるには、後述の如く一九三三年まで待たなければならなかつたのである。

(ハ) 以上の外、省内部の運営を圓滑にし、その能率化を促進するため、長官補が議長になり省内全部局の代表によつて構成される省委員會 (Department Commission) が一九一四年九月に組織された。その任務は發足當初の省内部局の活動を調査し、仕事の重複その他の能率上の諸改革點を調べて、これを長官に報告することであり、省設置法第十條に定められた「省の任務と權限を明確にする立法の制定を目的として、その活動・任務・權限の調和統一のために、労働及び労働條件に關係する現存の局、委員會及び省の活動・任務・權限を統一化する計畫を調査の上報告する」ことをその目的とするものであつた。

また、一九一四年六月には、長官補の監督の下に長官々房の中にニュース發表部 (News Release Office) が設置され、ニュース價値のある省の情報はずべてこれを通じて統一的に發表されることになつたのである。

## (2) 第一次世界大戦介入以後

一九一七年合衆國は歐洲の戦争に参加した。同年三月十二日、總同盟所屬の重要組合の役員がワシントンに會合を開いて、「平時及び戦時における米國労働者の地位」に関する聲明を發表し、開戦の場合、組合は無條件に政府を支持する旨を明らかにした。「組織労働者の代表は戦時労働局に奉仕したばかりでなく、その他の戦時の特殊問題を取扱う政府機關や委員会にも参畫した。労働者がこのように緊密に政府と協力したことは、未だ嘗てなかつたことであるが、この協力によつて労働者は、労働條件に関する自らの不満を聞いて貰うことができたばかりでなく、國の問題につき廣範圍に互つて發言權をもつことができたのであつた」。(同上小史)

戦争の事態に直面して、省は法律及び慣習の許容する限度まで、できるだけ新に必要となつてきた事務に順應しようようにその全機構を適應させた。しかし、その機能や機構は法律と豫算によつて制限されており、次々におこる新しい労働問題を處理してゆくには到底それだけの方法では充分ではなかつた。とくに、軍需産業における労働問題の處理は、おのおのの問題を所管する省又は行政機關によつて擔當されることになつており、これらを統一的に處理し、運営してゆくことは不可缺の要請になつてきた。

一九一七年に勞資代表及び労働省の代表から構成される大統領調停委員会並に國家防衛會議 (Council of National Defense) がまづこの問題を取り上げた。労働長官はその會議の決定に従つて計畫を立案し、これが大統領に採用されて、一九一八年以後實現に移された。

以上の結果として誕生したものが、戦時労働局 (War Labor Administration) であり、労働長官の下に所屬して、後述の労働に関するすべての機關をその下に統一し、戦時における産業の圓滑的な運営と労働力の最も能率的な活用と

を企圖して設立されたのである。

一九一八年の長官年報によれば、戦時労働局の任務は次のように規定されている。

すなわち、第一に、戦時産業に對し、充分かつ堅固な (Stable) 労働力を供給することである。そのためには、満足な職業紹介制度を確立し、労働者訓練のための方法手段を考え、労働力に對する需要の順位を決定する機關を設立し、かつ、必要に應じ、熟練労働力の稀釋 (Dilution) のための機關を設置すること等が要求される。第二には迅速公平な労働爭議の解決をはかることであり、これに必要な機關と方法の考案とが労働局に課される。第三には、戦時産業における労働者の労働條件を保護し、健全な労働力及び軍隊の維持を目的とすることであり、第四には、同じく労働者の住宅及び交通を確保し、その生活状態の改善保護を圖ることであり、第五には、政府各機關及び獨立調査團體によつて集められた資料の蒐集と提供であり、最後に、労働者の健全な感情を維持するための宣傳並に教育が課せられている。そして、以上の目的を實現するために、一九一八年以後、逐次左のような諸機關が新設され、職業紹介部・斡旋事務局・労働統計局等の現存機關とともに、この戦時労働局のもとに統一的に運営されることになつたのである。

### (イ) 諮問會議 (Advisory Council)

労働者代表、經營者代表、學識經驗者、一般公益代表、政府代表をもつて構成された。一九一八年一月にはじめて設立され、労働長官の諮問に應じ、戦時労働局の運営に援助を與えることを目的とした。

### (ロ) 全國戦時労働委員會 (National War Labor Board)

戦争と共に前述の如く物價は騰貴し、労働時間・労働條件等の問題が益々重大化するに至つたので、これらの問題を處理し、生産を阻害するおそれのある爭議の平和的解決を促進するために、一九一八年四月に設置された。委員會は勞資代表おの五名、中立代表二名によつて構成された。



全國戰時勞働委員會は、戰時中の軍需産業における勞資關係處理原則を定め、勞資間の休戦を兩當事者に同意せしめた。そして勞資双方の積極的な協力により、産業平和を維持し、戰爭遂行の基礎となる順調な生産の繼續を確保することを可能ならしめたのである。

(ハ) 戰時勞働政策委員會 (War Labor Policy Board)

政府部内の勞働關係に關する運営方法を調整することを目的として、一九一八年三月に設置された。勞働省内の各部局の長と、政府内の軍需生産を所管する省との代表とからなり、これに勞働者代表・經營者代表・陸海軍の代表その他が参加した。

主として、勞務異動の減少、勞働條件、雇傭條件に關する統一的標準の採用、徴兵除外者の決定、賃金の統制、價格の統制を通じて行ふ利潤の抑制、婦人勞働者の保護、工場の実狀調査等を主要な問題として取扱うことになつてゐた。

(ニ) ニグロ經濟局 (Division of Negro Economics)

白人及び黒人間の勞働關係の調和を目的とし、一九一八年の上期中央及び各州に設置された。

白人及び黒人の代表並に學識經驗者によつて構成され、勞働局の長としての長官の諮問機關として役立つた。

(ホ) 産業婦人部 (Women in Industry Service)

「合衆國における最初の勞働立法は婦人及び兒童を長時間勞働から擁護し、年少兒童の搾取を禁止することを目的としていた。……一九〇七年から十年にかけて勞働局によつて作成された婦人及び兒童の勞働條件に關する調査は、新しい保護法を制定し、その取締りを強化する上に非常に役立つた」(月刊勞評四六卷二號)。そして、一九一三年までは九つの州で婦人の最低賃金法が制定され、また、婦人の賃金状態についての調査が行われていたのである。

戰爭の結果による勞働力の不足は、多數の婦人を男子に代つて職場に送り込んだ。

婦人の勞働條件その他特殊の問題について、婦人勞働者の問題が漸く論議の對象とされるようになってきた。

このような情勢に對處すべく、一九一八年七月に戰時勞働局の中に産業婦人部が設置され、マリー・クリーク女史がはじめてその部長に就任した。

「婦人の能率的雇傭を確保し、その健康と福祉を維持するための基準と政策を決定すること」が婦人部の任務とされた。

そして、後述の如く、戦後一層その重要さを増大してきた婦人勞働者の問題は、一九二〇年に婦人局を省の恒久的一部局として設置させるに至つたのである。

産業婦人會議 (Council on Women in Industry) 並に危険職業委員會 (Committee on Hazardous Occupations) がその諮問機關として設立される。

(ク) 調査監督部 (Investigation and Inspection Service)

監督官・視察官・調査官等の監督業務を統一的に運営し、その經濟と能率の向上を目的として、一九一八年八月に設置された。

勞働に關する監督業務は、戰時勞働局内のその部で統一的に行われ、この結果が關係各機關に送付されたのである。

(ト) 訓練及び勞務代替部 (Training and Dilution Service)

勞働者訓練のための方法、並に必要に應じ、熟練勞働者の代替勞務者を供給することを目的として、一九一八年七月に設置された。

各工場、企業内における労働者の技術的訓練に關する方法を考え、また、その必要の有無を決定する。必要に應じ、情報を提供し、必要な訓練に助力を與えることを目的とした。

以上の任務を遂行するために、訓練及び勞務代替部はとくに、職業紹介部と密接な協力關係を保持することを必要とし、兩者の緊密な協同の上に労働力の不足を克服してゆこうとするものであつた。

計畫課、運営課、訓練課、勞務代替課の四課に分れてゐた。

(チ) 弘報教育部 (Information and Education Service)

戦争の緊急事態に對處する上に必要な弘報教育事業を掌り、主として、工場内労働者の健全な國民感情を助長し、戦時における労働の重要さを周知徹底せしめることを目的として、一九一八年七月に設置された。

教育課、弘報課、産業企業課、經濟課及びポスター課に分れてゐた。

(リ) 住宅及び輸送局 (Bureau of Industrial Housing and Transportation)

急激に膨脹した都市労働者の住宅を確保し、その輸送を圓滑ならしめることを目的として、一九一八年六月に設立された。住宅及び輸送局は後述の合衆國住宅會社等の政府出資の公益機關を設立し、とくに住宅の建造に力を注いでゐた。

建築、建造、技術、會計、法律、産業會計、統計調査、都市計畫、運輸その他の課に分れてゐる。

(ヌ) 労働條件部 (Working Conditions Service)

戦争による労働力の不足は、英國における經驗の示す如く、必然的に労働者の労働條件を悪化し、労働強化を招來する傾向にある。労働時間は引き延ばされ、労働者の健康は無視され、ついには全般的な能率の低下をみることは火をみるより明なことであつた。

このような戦時緊急産業における労働者の労働條件を擁護するための中央機關として、一九一八年七月に労働條件部が設置された。

産業衛生及び醫療課、勞務管理課、機械安全課の三課に分れてゐた。

(ル) 生活條件委員會 (Commission on Living Condition)

労働者の生活條件の悪化が労働力の再生産を不能にし、戦時生産を阻害する點に鑑み、これを調査し、それを除去し、改善するための方法を講ずるための機關として、一九一八年十月に設立された。

住宅、休養施設、病院等の諸施設の設置、その他労働者の生活條件を向上するための對策を考え、そのためにまた、關係各機關と協力することを任務とした。

(ヘ) 省會議 (Department Cabinet)

戦時労働局の設立とともに、省機構は從來の局に職業紹介部をふくめ、わずか五局からなる一行政省から、十四の部局からなる総合的な労働行政機關へと發展した。その結果として、これらの部局相互の連絡を密接にし、その政策を統一的に實現してゆくことが必要になつた。

この目的のために、省會議が組織され、海週水曜日に開催されることになつたのである。

長官を議長にし、長官補、秘書官長、法律顧問、並に戦時労働局の下に所屬する各部局の長が全員参加することになつてゐた。

#### 四 第一次大戦以後ニュー・デールまでにおける省機構の變化

平和の到来とともに、反動と再調整の時代がこれに代り、労働組合が戦時中獲得した各種の特権は次第に脅かされるようになってきた。労働組合に對する各種の特権は、戦争に勝つためにやむをえず附與され、讓歩されたものであり、非常事態の解消とともに、資本攻勢の波はもう一度高まらざるをえなかつたのである。

戦争終結直後の一年内外の間は、なお、物價は空前の騰貴を持續し、賃金引上げ要求は全國にわたつて行われていた。しかし、一九二一年以降はその傾向も逆轉し、全般的な賃金引下げが各所にみられるようになってきた。

「一九二一年の景氣下降期には労働争議の波が押しよせた。しかし、これらの争議も、一般的に賃金引下運動をくい止めることはできなかつた。この組合の没落は、産業が急激に膨脹——この膨脹はアメリカ史上未曾有のものであつた——しはじめた後もなおつゞいていた。ミス・モントゴメリー兩教授によれば……」この時代は古くからできていた組合が、過去の收穫を維持するに困難を感じ、又労働運動全體としては、不活潑というか、平和主義というか、幻滅というか、何かそんなものが感ぜられる時代であつたのである」。(同上小史)

「一九二〇年から二三年までの間に労働組合員の總數は約五百萬から三百五十萬そこそこに減少した。一九二九年の好景氣の絶頂のときにあつても、組合員數は依然としてこの低位にあつた。AFL傘下の國際組合及び全國組合は一九二九年に百五あつたが、その中一九二五年以後、組合員數を維持しうるか、増加しえたものはわずかに四十四にすぎなかつた。……一九二九年の株式市場崩壊につづく不況と廣範圍の失業とは、組合員數をさらに減少して、一九三二年までには三百十五萬になつた。この減少は機械が熟練手工労働にとつて代つた工業や鑛山、纖維のような『健康に有害な』産業、及び戦争によつて人為的に振興せしめられた他の産業においてとくに甚しかつた。』(同上小史)

戦争の終了とともに、とくに整理のために必要なものを除いて、戦時労働局のもとにあつた戦時緊急機關は大部分廢止されるか、或いは統合された。

一九一九年十月には、ワシントンにおいて最初の國際労働會議が開催され、労働長官は議長としてこれに参加したが、合衆國はその後の會議には代表を送らなかつた。緊迫化した勞資關係を緩和し、「勞資の緊密な協力」と労働争議の平和的解決を目的として、同年末にはさらに全國産業會議(National Industrial Conference)が開かれた。

以後、好況及び不況の期間を通じ、戦争の遂行過程においてますますその重要性を痛感され、戦後、省の恒久的機關として存置された婦人局及び職業紹介部を除いて、労働省の機構には格別著しい變更もみられず、一九三三年のニュー・デイルの開始にいたるまで、たゞ既存の機構を充實整備するに止まつたように思われる。

#### (1) 婦人局 (Women's Bureau) の設立

前述の如く、一九一八年七月に戦時労働局の中に産業婦人部が設立され、婦人の雇傭及びその健康と福祉を維持することを目的として活動しはじめたが、戦後においても婦人労働者の數は増加の一途をたどり、一九二一年には千二百萬以上にのぼり、依然その重要性は決して減少しなかつた。

産業婦人部を労働省の恒久的一機關たらしむべしとする要求は、戦後にまず組織された婦人團體によつて提唱され、AFL及び労働長官はこれを支持した。

議會はこの要求にこたえ、一九二〇年に、労働省内に婦人局を設置した。法律は婦人局の機能を「婦人賃金労働者の福祉を増進し、その労働條件を改善し、かつこれに對し有利な雇傭に對する機會を附與するための基準と政策を定めること」であると規定している。

婦人局は右の規定に従い「合衆國の産業及び合衆國民の家庭生活と兒童の福祉のため」(一九二一年々報)に、婦人の立場から婦人労働者の生命・健康及び厚生に影響を及ぼす様々な社會的、經濟的要因についての突込んだ研究を行つていたのである。

一方連邦婦人局の設置とともに、同様な州機関が二、三の州において設立されており、連邦婦人局との密接な協力のもとに調査並に基準の制定に従事しはじめた。

一九二二年には、十七の州に婦人の最低賃金法が実施され（一九二三年最高裁判所によつて違憲の判決を受ける）、また、その実施機関を設けた州も少なくなかつたのである。

#### (2) 職業紹介部

戦時労働局の一部として、労働力の充足配置を擔當する重要な機関であつた職業紹介部も、同様に戦争の終了とともにその規模を縮小された。

一九一九年四月には全國雇傭會議 (National Employment Conference) がワシントンに開催せられ、各州及び連邦職業紹介部の職業紹介關係職員及び商務長官、労働者代表等が集つて、「州及び連邦の職業紹介活動をもつとも能率的に運営する方法」について討議した。この會議の目的は「連邦と州の間の職業紹介活動につき、もつとも能率的關係を定め、そのための組織を確立し、完全なかつ、包括的な公共職業紹介所制度を恒久的に設立すること」(一九一九年々報)にあつたのである。

この會議の結果は労働省によつて確認され、カリフォルニア出身の下院議員ノラン氏によつて下院に、アイオワ出身の上院議員ケニオン氏によつて上院に提案された。しかし、この提案は否決され、以後一九三三年に至るまで、ついにその意圖は實現されるに至らなかつた。職業紹介部は再び長官々房の一部局となり、主として復員軍人のために職を探し、刈入期の季節労働者の募集と輸送の仕事に従事するにとどまつた。

一方州職業紹介部においてもそれぞれ、労働力の能率的運用のために努力を拂つていたが、概して豫算の僅少のためその活動も制限され、主として不熟練労働・季節的労働並に家内労働の斡旋仲介に止つたように思われる。

#### (3) 省圖書館の設立と獨立

省設置法中の「労働長官の下に一圖書館を設立する」という規定に基いて、從來労働統計局並に兒童局が保有していた圖書室を統一して、一九一七年にはじめて、長官々房の秘書官長の下に省圖書館を設立した。

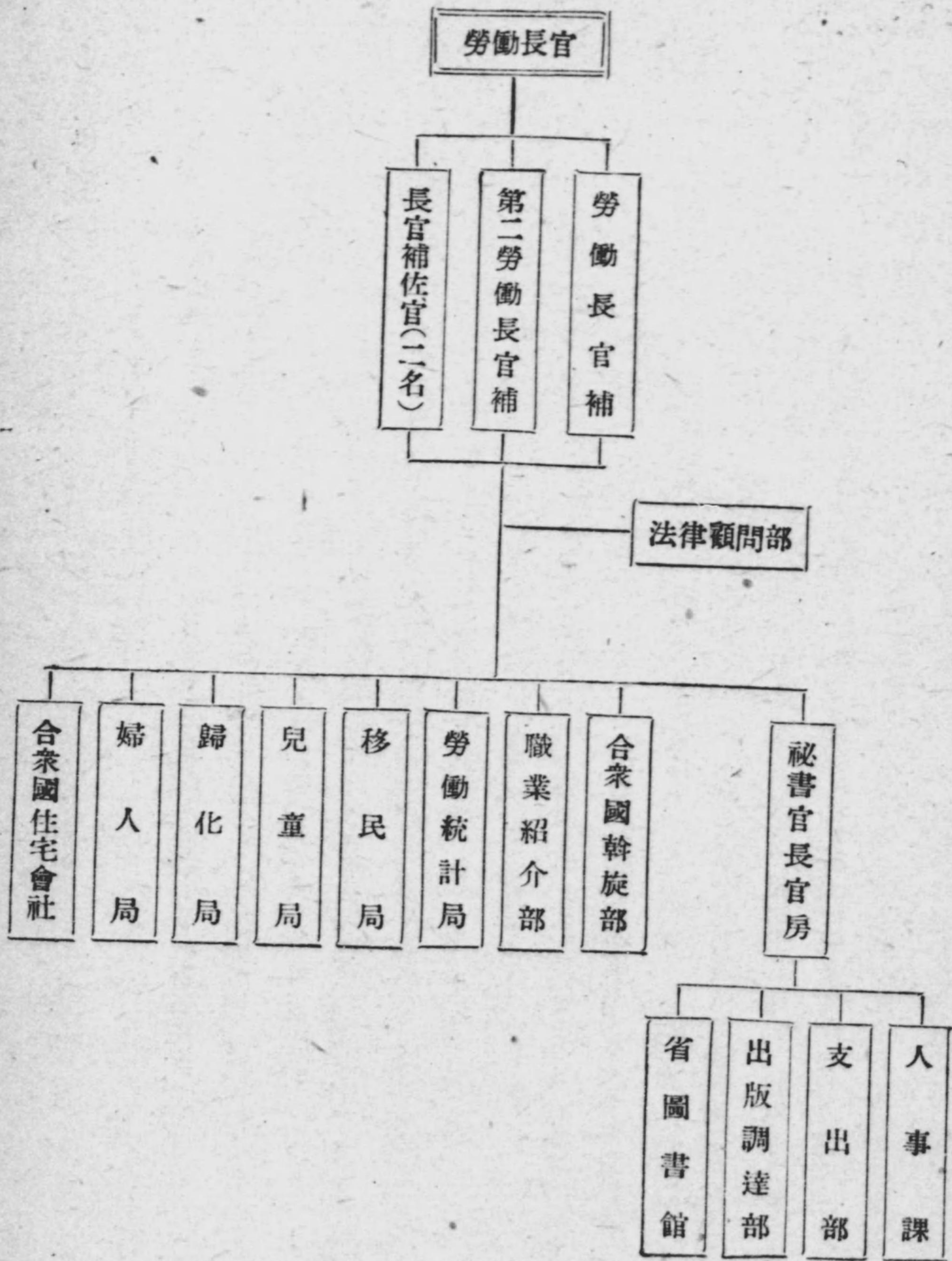
以後その資料の増大並にその調査活動の活潑化とともに圖書館の重要性は次第に増大し、長官々房内の一部局として秘書官長の下をはなれ、一九三三年頃には長官の下に直屬する圖書館長の下に文字通り省圖書館の名目と實質とを備えるようになった。そして一九四〇年にはその保有圖書二十二萬冊以上に昇り、定期刊行物の年間受領数は六萬部を超え、すべて整然と分類された上、省内職員及び民間人の自由な利用に供されている。労働及び社會福祉に關する圖書館としては、世界の二大圖書館の一つとなり(一九二三年々報)、月刊労働評論の資料提供部としての機能の外に重要な調査並に資料提供の機能を果している。

#### (4) 合衆國住宅會社 (U. S. Housing Corporation)

第一次大戦中における軍需工業の繁榮に伴う都市労働者の住宅不足及び交通の混雑に對處するため一九一八年六月に住宅及、輸送局が設置されたことは前述の通りであるが、この趣旨に従つて、一九一八年に議會は一億弗の豫算を認め、大統領に必要な手段をとらせることになつた。大統領は労働長官に命じ、ニューヨークに合衆國住宅會社という政府出資の公益會社を設立し、その任務を果させることにした。

この公益會社は労働長官の指揮下におかれた獨立の機關であり、直ちに二萬一千世帯の家族と二萬四千人の獨身者のための廣汎な住宅建築計畫を實現させることになつた。この計畫は大半完成され、爾後國營住宅として労働長官の監督の下に管理されることになつたのである。戦後、住宅會社は長官々房内の一部局として所屬し、一九三〇年の長官々房の改組とともに長官のもとに直接所屬することになつたが、その後一九三七年六月二十二日の命令によつて財

第二表 一九三二年六月末における合衆國労働省の機構



務局の所管に移された。

(5) 長官官房の改組

労働省の任務の増大につれて、労働長官の直接補佐官の數も増加され、一九二二年には第二長官補 (Second Assistant Secretary) 一九二八年には長官補佐官 (Assistant to Secretary) の設置並に法律顧問部 (Office of the Solicitor) の獨立等がみられたが、一九三〇年に至つて、長官官房は廢止され、秘書官長官房 (Office of the Chief Clerk) が新に設立され、人事課、支出官から發展した支出部 (Disbursing Office)、出版調達部及び省圖書館がその下に所屬することになったのである。

なお、一九三二年六月末における省機構の概要を圖示すれば次頁の如くである。

## 五 ニュー・デイル以後第二次世界大戦までに

### おける省機構の變化

一九三三年三月四日、ルーズヴェルトが大統領に就任するとともに、いわゆる「百日間」の間に十五の敎書と多くの革新的な重要法案とが議會に提案され、法律として可決された。一九二九年以降の慢性的恐慌状態を克服し、合衆國に繁榮を再現せんがためのいわゆるニュー・デイル政策がはじまつた。

全國産業復興法を中心とし、「政府豫算の節約及び行政能率の増進（政府節約法）、産業に對する統制經濟への着手（N.I.R.A.）、農業における匡救と統制（農業調整法）、金融信用制度の救済及び改革（緊急銀行法、銀行法、有價證券法、金準備法）並に、救済事業・公共工事及び開發事業（失業救済法、住宅所有者貸付法、P.W.A.、T.V.A.）（高木八尺・米國の復興計畫の概観）を目的とする一連の産業復興政策が着手された。

全國産業復興法の主要目的は、その「政策の聲明」（第一條）の列舉事項中に明記されているように「産業團體の協同的行動を目的とする各産業の組織を促進することによつて、一般的福祉を招來し、十分なる政府の承認と監視のもとに、労働と企業との協調的な行動を醸成・維持」することにあつた。

同法第七條(a)項は労働組合の團結権及び團體交渉権を確立し、一九三五年の全國労働關係法（ワグナー法）はさらにこの傾向を發展し、「自主的組織の權利、労働團體を結成し、加入し、援助する權利、自ら選んだ代表者を通じて團體交渉を行う權利、及び團體交渉その他相互扶助または保護の目的を以て共同の活動を行う權利」をすべての被備者に保障した。同法は以上の目的のために全國労働關係委員會を設置し、被備者の自主的組織や團體交渉を妨害する使用者の「不公正労働行爲」を防止し、また、團體交渉のための被備者の代表を決定することによつて、その發展を

助長することになつたのである。

「一九三三年春、全國産業復興法が施行されて以來、合衆國の労働組合主義は、はじめて緒についた。組合主義の復活とともに、大量生産工業から新組合員がおどろくべき勢をもつて組合に入つてきた。」一九三三—四年の二年間に、A.F.L.に加盟している……婦人服労働者國際組合では、組合員数が四萬から十五萬以上に、アメリカ駈者・運轉手・助手・倉庫労働者國際友愛組合では九萬四千から十三萬に、合同坑夫労働組合の組合員は三十萬から約五十萬に増加した。」一九三七年四月最高裁判所が全國労働關係法は違憲ではないと判決して以來、組織労働者は全國産業復興法の下におけるよりもさらにおどろくべき發展を遂げた。一九三七年末迄に駈者組合の組合員数は二十一萬、すなわち一九三三年の組合員数の三倍、國際ミシン工組合の組合員は十三萬八千で同じく二倍、電氣労働者友愛組合は約二倍の十七萬一千、旅館料理店従業員組合は急激に擴大して二萬五千から十萬七千となつたのである。」（同上小史）

一九三八年十一月に産業別組合會議がA.F.L.から分離したが、この「分裂によつて惹き起された對立と苦難にも拘らず、いやむしろそれが大きな原因となつて、合衆國の組織労働者は組合員数において又團體協約締結数及びその適用労働者数において大いに發展をつけたのである。一八四一年末までには、組合員總数は一千萬乃至一千百萬、その組織率は全國賃金（俸給）労働者總数の約三分の一に當るものであつた。」（同上小史）

以上の外にニュー・デイルにおいて採用された労働政策の主要點はその直接的な失業救済策としての公共事業その他の雇傭造出政策であり、また、労働者の生活條件を向上し、間接に購買力を附與しようとする社會保障をその他の労働者保護政策であつた。

一九三五年の労働長官年報によれば「労働省が拂つた努力は主として次の目的に向つてであつた。すなわち第一に失業補償であり、これは一九三五年八月に成立した社會保障法によつて完成され、連邦の補助のもとにある州失業補

償法の制定を促進し、一九三七年八月までには合衆國のすべての州が失業補償法を制定するようになった。

第二には老後保障であり、同じく社會保障法によつて規定されており、養老年金制度と養老年金保險制度を設けている。前者は中央政府の州政府に對する交附金により、生活に困窮する老人を救済するものであり、後者は連邦政府自らが行つて、その施行については州法の制定を必要としなかつた。保險は強制的で一九三七年以降の年三千弗以下の賃金所得者に適用されている。一九三七年七月には四十四の州が養老年金制度を採用しており、また養老年金保險は一九三六年の十一月に開始され、翌年一月までには二百萬人の労働者がこの登録をおえた。

第三には、争議の平和的解決を目的とし、産業慣行に關する苦情の聴取及び調査を行う委員會の設置であり、これは全國労働關係委員會及び鐵鋼・織物・石炭・製材等につくられた特別委員會の設置により完成された。全國労働關係委員會は前述の如く、必要に應じ公聽會を開き、證人を召喚し、團體交渉の正規の代表組合を決定するために選挙を行い、雇主に對しその不正労働行為の停止、組合活動のために解雇された労働者の復職等を命令することにより、労働組合の健全な發達を助長することを任務とした。

第四には、州及び連邦労働省間の一層の協力であり、これは各州の労働立法を望ましい水準にまで引き上げることを目的とする定期的な、全國的及び地區的會議によつて非常に發展され、この結果、労働者・經營者及び投資者のおのの非常に利益を興え、また完全な労働立法を全州に波及せしめることができたのである。

第五には後述の合衆國職業紹介局の完成であり、これによつて職業紹介に關しての各州との協力を一層強化することをえせしめた。これは四十の州がワグナー・ペイサー法の條項を採用し、各州に職業紹介部を設置することによつてさらに、その密接な協力を保持することを目的としていたのである。

さらにまた、同じく一九三九年の労働長官年報によればニュー・デイルの基幹的部分をなす失業減少政策につい

て、省がたえず研究し、努力した點は次の如くであつた。すなわち、まず失業救済のために、州及び地方團體に補助金を附與すべき連邦豫算の編成を一九三二年に勸告した。第二には直接の公共事業計畫であり、そのための統計資料を提出し積極的に参畫した。第三は前述のワグナー・ペイサー法の制定による職業紹介制度の確立。第四は、全國産業復興法の労働に關する條項の制定であり、これにより雇傭機會を創設し、個人企業内の労働保護を可能ならしめた。第五には公共契約規定の制定であり、これにより後述の如く、政府契約事業における週四十時間制・最低賃金制を確立した。第六には賃金時間法の制定であり、州際事項に關する企業の最低賃金と労働時間の最高を定め、これにより雇傭の間接的な進出を行つた。第七は、前述の失業補償制度及び養老年金及び年金保險の制定による失業者の救済であり、第九には全國労働關係法、公共契約法及び賃金時間法による十六歳未満の年少者の使用禁止、並に青少年の教育的雇傭を目的とした資源保存團(C.C.C.)の設立及びP.W.A., T.V.A等の公共事業計畫の推進である。

同じ年報によれば、上述のようなニュー・デイル政策の實施の結果、労働者の「雇傭機會はより増大し、賃金は増加し、最長労働時間は減少し、かつ、その肉體的條件はより安全かつ健康なものになつた。」「非農業の個人雇傭數は、一九三三年三月の二百六十萬から一九三九年六月の三千三百五十萬に昇つた。」「週賃金支拂高は同じく七千二百六十九萬七千から一億六千四百八萬九千九百に増加し、多くの面で雇傭に刺戟を興える建築物建造高は同じく三十億弗から一九三八年の六五億弗へと上昇した。そして「これらの數字は一九三三年以後における合衆國の經濟的發展を明かに證據立てるものであり、主として賃金労働者並に一般公衆のための諸立法の制定によつて、その社會的、經濟的向上を實現し、現世代及び次の世代の人々の一般的福祉を増大する上に貢献したのである」(同上年報)。

以上のような背景のもとに、同期間中にみられた省機構の變化はおよそは次の如くであつた。

(1) 合衆國職業紹介局の設置

一九三三年七月一日、いわゆるワグナー・ベイサー法の通過によつて全国的な職業紹介制度が確立された。この法律の目的は、前述の一九一九年の雇傭會議の結論とほぼ同一の内容をもつものであり、連邦職業紹介局の指揮下にある全国に網のように附設された総合的な職業紹介所制度を確立することであつた。

合衆國職業紹介所の任務は、このような全国的な職業紹介所組織を確立し、州職業紹介所を設立維持し、さらにまた、その活動に統一を與え、その能率基準並に運営及び統計に關する方法を統一化することであつた。外にまた、局はコロンビア地區における中央公共職業紹介所の運営に當り、復員軍人の雇傭についても責任を負うことになつた。この局の設立とともに、從來の制限された機能をもつ職業紹介部は廢止され、この局に吸収されることとなつたのである。

一九四六年における同局の分課は、諮問委員會、企畫課、人事基準部、現地活動課、事業管理課及び復員軍人職業紹介事務局であり、これが各州の職業紹介所と密接な連繫を保ちながら、ニュー・デイルから第二次世界大戦に至る迄大な労働力の補充と轉換を實現せしめてきたのである。

一九三三年七月、職業紹介所の設立と同時に、全國再雇傭部 (National Reemployment Service) が設立され、ニュー・デイルの失業撲滅政策に協力することになつた。再雇傭部は連邦機關であり、合衆國職業紹介局と協力して、州職業紹介所の存在しない郡や市に支部を設立し、各州の職業紹介部と密接な連絡をとりながら、政府の公共事業計畫に労働力を供給することを目的とした。

合衆國職業紹介局は大統領の再編成命令第一號によつて、一九三九年七月一日に社會保障局 (Social Security Board) へ移管され、社會保障局の一部となつた。そして一九三九年には、アラスカ、及びハワイ準州を含む全国的な職業紹介所制度が確立され、その數も一、六六五にのぼり、ほかに二七、五〇〇の巡回紹介所をもつてゐる。また、同

年末までにおける求職者數總計は七千五百六十五萬以上、その充足數は二千五百九十萬人に昇つてゐると同局は發表してゐる。

一九四五年第二次大戦の終結とともに、職業紹介局は再び労働省のもとにかえり、戦後の轉換期における人員の再配置を擔當し、一九四六年五月末までに一千萬人以上の求職申込をうけ、うち、七百萬人以上のものに職を與えたと労働長官は報告してゐるのである。

## (2) 移民歸化局への統合

從來獨立の部局として長官のもとに所屬してゐた移民局及び歸化局は、省の活動分野の増大と前述の如き移入民の制限によつて、次第にその相對的な重要性を失ひ、一九三三年六月十日の行政命令によつて、移民歸化局として一本に統合された。

統合によつて兩局内の部課は六部門に再分され、おのおの責任ある官吏の指揮下におかれることになつた。地方機關は從來三十五の移民地域と二十三の歸化地域に分れてゐたが、統合の結果として二十二の地域に減らされ、その重點もむしろ國內における外國人の同化教育と歸化の奨励におかれ、その重要性の減少とともに、その後一九四〇年六月の再編成計畫によつて、同局はそのまま法務省へ移管されることになつたのである。

## (3) 労働基準局 (Division of Labor Standards)

ニュー・デイルの重要な一環としての労働者の保護とその社會的、經濟的地位の向上を目的とし、「合衆國労働者の労働條件の改善とその健康安全を掌る連邦機關として」一九三四年七月に労働基準局が設置された。

基準局の目的は「産業慣行における望ましい労働條件の維持並に労働法の運営に關する基準の維持助長、及び賃金労働者の労働條件及び經濟的地位の改善についての勸告を行う」ことであつた。



労働者の安全健康、災害疾病の防止その他に關する労働法規は、連邦労働省の設立以前から各州において實施されていた。しかし、その内容も程度もまちまちであり、これを統一化し、一般的にその向上を企圖することが強く要求されるに至つた。そして、基準局は以上の目的のために各州に助力を與え、これを統一し、それらの近代的な基準の設定のために努力することになつたのである。即ち、災害・疾病の防止に關する調査、労働法の分析並に解釋、州立法計畫に示唆を與えるための労働法のモデルの供給、それらの労働法の運営組織及び運営方法に關する比較研究等の事業を行い、州基準官吏とたえず接觸し、監督官の教育訓練、安全教育に關する文書の發行及び労働者教育のための諸事業等を行うのである。このために、労働立法及び社會保障問題に關する二つの會議を招集し、また、一九四六年の兒童局の廢止とともに、その機能のうち兒童の労働基準に關する問題が全部この局に移管されたのである。

一九四六年三月には基準局のもとに労働教育諮問委員會が設置され、A.F.L.・C.I.O.の代表もこれに加つた。その豫算も次第に増加され、團體協約その他の勞資關係の諸問題についての基本的な手引き等の労働者教育問題にも次第にその努力をそくぐようになつてゐる。

#### (4) 公共契約局 (Division of Public Contracts)

労働者保護政策の一環として一九三六年に議會を通過したいわゆるウォルシュ・ハーレイ法 (Walsh-Healey Act) の實施機關として、同年公共契約局が労働省の一部局として設置された。この法律の目的は、第一には合衆國産業の繁榮のための労働者の一般的な労働条件の向上であり、第二には、そのために從來すべての政府契約が入札制度によつて最低額で引受けたものと契約を結ばねばならなかつた會計法上の原則の例外を認めることであつた。この法律により、連邦政府は以後、公正な労働条件のもとに事業を行う經營者とのみ契約を結びうることとなり、これによつて産業界全體が自動的に同一の基準を採用するようになることを主要なねらいとしたものであつた。

この法律の規定する基準の主なもの、一萬弗以上の金額にのぼる内容の契約を政府と締結しようとする企業者は、八時間労働制、週四十時間制、超過勤務に對する一倍半の割増し支拂、囚人労働の禁止、十六歳未満の少年及び十八歳未満の少女の労働禁止、労働長官の決定する現行賃金 (Prevailing wage) の支拂等を最低限として要求され、また、これをその契約條項の中に挿入すること等であつた。

この法律の運営のために運営部と公共契約課が設置され、さらに調査課・弘報課・監督課並に三人の委員からなる公共契約委員會が設置された。

この局は一九四二年十月に後述の如く賃金時間及び公共契約局として次の賃金時間局に合併せられ、公正労働基準法の運営を統一的に實施するようになったのである。

#### (5) 賃金時間局 (Wage and Hour Division)

ウォルシュ・ハーレイ法の前述の如きねらいも、その適用が政府との契約下にある一部の州際事業のみにとどまる限り、これを全國に徹底することは容易ではなかつた。他方最高裁判所の全國労働關係法に關する合憲性の判決は、州際條項に關する連邦政府による労働條件統制への自信を強め、こゝに一九三八年十月二十四日公正労働基準法 (Fair Labor Standards Act) (5) わゆる賃金時間法) が制定されるに至つたのである。

この法律の目的は、州際事項に關する事業に従事する労働者の最低労働基準を定め、産業における苦汗労働による不公正な競争手段を排除し、またこれによる争議の誘發と正常な取引の侵害を除去しようとするものであつた。この法律の第一の條項には時間當り最低賃金 (二時間四十セント) とその例外その他を定める産業委員會につき規定し、第二の條項は週四十時間の最低基準を定めていた。(經過規定として一九三八年には四十四時間、翌三九年は四十二時間、一九四〇年以後四十時間と定む)。右以上の超過労働に對してはウォルシュ・ハーレイ法と同じく一倍半の

増率を規定し、第三の幼年労働に關する條項は、その後附加せられたもので、十六歳以下の年少者及び特殊な産業における十八歳未満の婦人及び年少者の使用を禁止している。

賃金時間局の任務は、この法律によつて確立された賃金及び労働時間に關する基準の實施、最低賃金の決定についての産業委員會の委員の任命、その管轄範圍及び手續の決定、並に被教育労働者・徒弟・不具労働者等に對する特別の最低賃金及び除外例の具體的決定等を行うことになつてゐるのである。

一九四二年十月に公共契約局と合併したことは前述の如くである。

設立時における内部の分課は次の如くであつた。協同監督部、賃金時間基準部（この中に産業委員會課・經濟課・除外決定課がある）、法律部（この中に訴訟課・相談課等がある）、弘報部、運営部。

#### (9) 社會保障局 (Social Security Board)

一九三四年にニュー・デイルの基幹的部分をなす社會保障計畫の設定が労働長官とその屬僚によつて進められた。一九三五年八月にこの計畫は社會保障法として成立し、社會保障局がその運営を行うことになつた。その内容は周知の如く、失業保險、養老年金、廢疾保護、母子保護、醫療給付等の廣汎圍に互つており、その成立はまさに合衆國における劃期的なできごとであつた。

一九四〇年の再編成計畫によつて、社會保障局の内容に相當の變化がみられ、前述の如く職業紹介局もその一部となりまた、のち一九四六年の兒童局の廢止に伴つて、労働基準に關する部分を除きその機能を全部引ひいてゐるのである。社會保障局は労働長官に所屬しない、獨立の連邦機關であり、連邦養老年金法、並に失業保險法の運営、州の養老年金に對する補助とその計畫の統制、兒童及び盲者に對する補助、母性及び兒童の健康計畫、不具兒童に對する保護、並にこれらについての全般的な研究調査等を行い、州保障機關と緊密な連絡を保ちながら、その保障計畫を實現

することに努力してゐたのである。

その内部分課は、養老年金局、公共補助局、雇傭保障局、兒童局、會計局、調査統計局、弘報部となつてゐる。

つぎに労働者の災害に對する補償は、労働省の設置以前からすでに各州において行われており、一九一三年には十七の州が災害補償制度を採用しているにすぎなかつたが、一九三八年には殆ど大部分の州で完全な近代的な災害補償機關を設置してゐたのである。これらの州補償機關に對する補助と統制は、はじめ本法の規定によつて保障局がこれを行つていたが、後に労働者補償委員會 (Workingsmen's Compensation Committee) が獨立の連邦機關として設置せられ、これに引きつがれたのである。

(7) 以上の主要な改變のほか、省の機能と活動範圍の擴大に従つて行政補佐官、運営補佐官の新設等直接の長官補佐官の増加とともに次のような機構上の變化があらはれてゐる。すなはち、

#### (イ) 法律顧問部の權限擴大

一九二八年に前述の如く、顧問部として長官のもとに直接所屬した法律顧問部は、省の活動範圍の多面化とともにその規模も擴大され、一九三四年には五つの課が設置されて左のような廣汎な任務を果すことになつた。

すなはち、(a) 労働省が運営し、又はその權限に屬する法律に對する意見の陳述、並に覺書、解釋の準備、(b) 省及び省内各部署の諸規則、行政命令の法文化とその改訂、(c) 諸立法の準備に對する助力、(d) 省の諸政策に關する分析と勸告、(e) 労働爭議に關する問題についての調査及び決定等である。

#### (ロ) 省支出官の廢止

秘書官長官房の下にあつた省支出部 (Disbursing Office) は、一九三四年一月に財務省の支出課に移管され、これに代り、省の會計業務を擔當する機關として新に會計課 (Division of Accounts) が設立された。

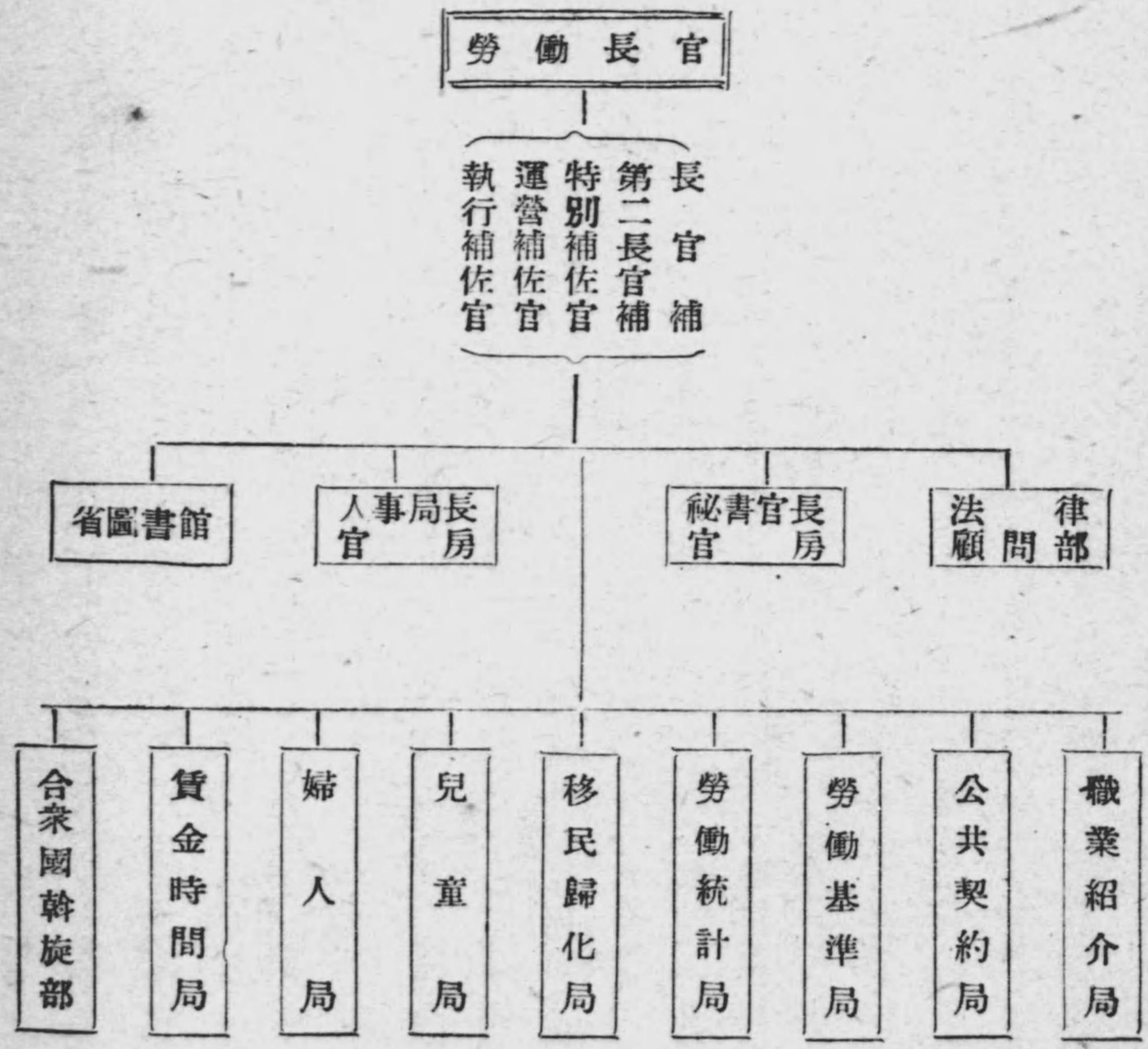
(ハ) 人事局長官官房の設立 (Office of the Director of Personnel)

従来秘書官長官房の人事課が行っていた人事については、その取扱人員の増大とともに、機構の改革を不可避なものたらしめ、一九三六年十二月に人事課に代り、新に人事局長官官房が設立され、直接長官の下に所属する獨立の機關として、運営されることになった。同官房は本省及び地方出先機關を含む省内の人事一切を擔當し、官吏任命委員會等と協力して、省内職員の職務分類、人員の補充、職員の教育訓練及び成績決定、試験の施行その他の人事一般を取扱うことになつてゐる。

(ホ) 以上の外、省は一九三七年六月に制定された資源保存團 (Civilian Conservation Corps) を設立する法律によつて、保存團に加入する青少年の選衡及び採用を行うことになつた。保存團は、自然資源と同様にいわゆる人的資源の保存を目的とし、十七歳から二十三歳までの未婚の男子に仕事を與え、それに訓練と經驗とを與えることを任務とし、このために、一九三七年に労働省 C.C.C. 事務局が設置されてゐる。

さらに同じく一九三七年には、許された基準のもとに職業訓練を行うことを目的とする連邦徒弟訓練委員會が設置され、各州及び州際經營のための諮問的、教育的任務を果すことになり、また、政府のすべての行政部門における業務を管理し、その重複を避け、あらゆる機關からくる統計的諸資料のもつとも有益、かつ廣汎な分析の確保を目的とした、アメリカ統計協會 (American Statistical Society) の設立のために労働統計局は積極的に協力し、またこれに参加した。しかし、これらの機關はすべて一時的であり、その後まもなく或いは統合され、或いは廢止された。なお、一九三九年六月末における労働省の機構の概要を圖示すれば次頁の如くである。

第三表 一九三九年六月末における合衆國労働省の機構



## 六 第二次世界大戦以後における省機構の變化

「第二次大戦は組織労働者に對し、組合組織と勢力を擴大すべく、おそらく史上最大の機會を與えた。この期間中組合員總數は一ヶ年約百萬の割合で着實に増加していった。とくに造船・航空機・自動車その他の戦時産業においては最大の増加を示した。」労働組合は戦争に積極的に協力した。すなわち、「一般の組織労働者は戦時生産計畫の多くの部門において重要な役割を演じた。たとえば、一九四〇年に設置された国防審議會の諮問委員會に代表を送り、一九四一年一月の生産管理局並に改組された戦時生産局並に戦時勞務動員委員會には委員及び副議長を送つた。一九四二年十二月には三大労働團體(AFL・CIO・鐵道友愛會)の代表が勞資政策委員會——戦時勞働局の諮問機關——の委員に任命された。そしてこれと同じような勞資の合同委員會はその後各地に設置され」(同上小史)ているのである。

一九四一年十二月の宣戦直後、ルーズベルト大統領が招集した經營者との會合において、労働者側はその協力の態度を明にし「經營者側が工場閉鎖をやらないことを誓約すればストライキをやらない」旨を誓約した。

一九四〇年五月二十五日、大統領は歐洲における戦争といよいよ緊迫化しつゝある國際關係とに鑑みて、命令により大統領執行部(Executive Office)の中に緊急管理部(Office for Emergency Management)を設置し、この中にすべての戦時緊急機關を包含して、それらの戦時計畫を統一的に實現するための中心的機關たらしめた。緊急管理部の下には勞資の代表によつて構成される多くの戦時重要機關が所屬し、情勢の變遷に應じ、つぎつぎとその機構を改變しつゝ、戦争の遂行並にそれに必要な一切の生産及び労働力の保全のために全國力を動員しようとしたのである。

いま、これらの戦時緊急機關として緊急管理部のもとに設置されたものうち、主として労働省の機構に重要な關係をもつものを列挙すれば次の如くであつた。

### (1) 公正雇傭慣行委員會 (Committee on Fair Employment Practices)

一九四一年六月に設立され、翌一九四二年に後述の戦時勞働力委員會の下に移管された。國內の労働力を最大限に活用し、かつ、そのために産業の不公平な雇傭慣行の凸凹をなくすることを目的とする。勞資及び政府の代表者によつて構成されていた。

### (2) 全國戰時勞働局 (National War Board)

前述の一九四一年における大統領の招聘による勞資代表者會議の結果として一九四二年一月に設置されたもので、労働者代表・經營者代表並に公益代表によつて構成された。また同様な構成で數個の下部組織が地方局として、各地に作られた。

戦争の遂行を妨げる労働争議の調整及び解決をその目的とし、その手續は次の如くであつた。すなはち、第一に當事者はまず、團體交渉又は労働協約に定められた手段による直接的な解決方法による。第二に、その方法で解決しない場合には労働省の斡旋部長に届出で、斡旋部長はそれに従つて自ら斡旋調停の勞をとり又は斡旋員を委嘱する。第三に、以上の方法によりなほ急速に解決する見込のない場合には労働長官はその事件を戦時勞働局に依囑する。労働局は調停、任意仲裁又は委員會の定める規定による強制仲裁等の方法によつて終局的にこれを解決するのである。

### (3) 戰時勞働力委員會 (War Manpower Commission)

國の労働力を最大限に動員し、かつそれをもつとも能率的に活用することを目的として、一九四二年四月十八日に設立された。その主要任務は、(イ)労働力の動員及び利用のための計畫及び政策を定め、(ロ)産業に必要な労働力の量、軍・農業・市民その他に必要な人員の數を測定し、かつ、勞務の配置を擔當する州並に連邦機關にその實施につき指揮・命令を與える。(ハ)連邦政府諸機關の労働市場に關する調査の蒐集編纂に關する基本的な政策を定め

る。(ニ)労働者の補充・配置・職業訓練に関する計画と政策を決定する等である。

連邦社會保障關係機關、W・P・A(再建計畫部)、労働省労働統計局、農務省、連邦職業紹介局、徒弟訓練部等はすべてこの部の指揮命令をうけ、以上の問題につき委員會の定める政策と決定に従う義務をおうていた。

同様に勞資及び政府の代表によつて構成され、その内部は、勞働力利用局、配置局、復員軍人雇傭部、訓練部、勞働管理政策委員會、婦人諮問委員會等に分れていた。

(4) 全國勞働力保存委員會(National Committee for Conservation of Manpower)

政府請負の軍需工場における産業災害及び疾病の防止を目的とし、一九四〇年に設立された。「一國の安全はその軍事的な防衛だけでなく、多分に國民の安寧福祉の如何に依存する。よりよき健康と安全、適當な勞働條件と生活基準は國家の防衛上もつとも重要な基礎となる」(一九四〇年々報)。以上の目的のために委員會は工場安全委員の諮問又は相談に應じ、監督官及び労働者代表の教育を行い、災害・疾病防止のための資料の蒐集、技術的安全知識の普及等を行うことになつていた。

同じく政府・經營者・労働者・技術者の代表によつて構成され、勞働基準局と密接に協力する。

(5) 再訓練再雇傭部(Retraining and Reemployment Service)

軍務その他の戦争に必要な任務から解除された人々の再訓練、再雇傭、職業教育並に復職に関する政府の諸活動を統一する機關として、一九四四年二月に設立された。連邦機關のうちでもつとも規模が小さく、地方機關を有せず少數の地方代表を通じて諮問的な活動を促進するに止つた。

その機能は復員軍人部の所管に属するものを除き前述の諸種の活動を統一するために關係政府機關に監督命令を與え、第二に、州及びその職員と協力し、またその諮問にこたえ、その統一化を圖ることにある。戦争の終了とともに

一九四五年九月十九日に労働省に移管され、その後、一九四七年二月復員軍人再雇傭權局として省の一部局となつたのである。

戦後復員軍人問題が盛んに論議されるようになるに従い、同部はこれらの問題は市民自身の手によつて解決されるべきものとし、公共相談所(Community Advisory Center)を自治團體の手でつくらせるように努力し、一九四六年には約二千七百の相談所が活動しているといわれていた。

以上が緊急管理部の下に設置された労働に關する戦時機關の主要なものであるが、ほかに戦時中及び戦後においてみられた主要な省機構の變化は次の如くであつた。

(1) 徒弟訓練部(Apprentice Training Service)の設立

一九三七年八月に、職業訓練と雇傭機會の附與を目的とした連邦徒弟訓練委員會が設置されたことは前述の通りであるが、これは、のちに連邦保障局(Federal Security Board)の下に移された。さらに、その後、一九四三年九月には戦時勞働力委員會の下に移管され、一九四五年九月にいたつて労働省に移された。

勞働長官の任命する諮問委員會と協力して、熟練労働者の養成を目的とする徒弟訓練の基準を定めることが中心的機能で、徒弟の福祉に對する考慮、徒弟訓練に必要な經驗の程度及びその期間、監督者に關する基準とその監督、並に徒弟訓練計畫の設定等を行うのである。

戦後、復員者を迎えて徒弟の数は著しく増大しつゝあり、登録された施設の数は三萬一千八百六十から二萬二千七百五十四に増大しており、とくに建築關係では一萬三千から三萬二千に膨脹したといわれている。これらの増大に従つて同部の重要さも増し、一九四八年二月に正式の局となつたのである。

(2) 賃金調整部(Wage Adjustment Board)

住宅その他の點から建築及び建造工業の戦時及び戦後における重要性は各國とも非常に増大しているが、これら建築及び建造工業 (Building and Construction Industry) における争議を未然に防止することを目的とし、その賃金の調整を掌る機關として設立され、戦後労働省の一部として移管されたものである。

合衆國政府によつて行われ、又は金融を興えられる建築建造工業部門のみに適用され、勞資及び中立各四人、計九人の委員によつて構成される。一九四五年の取扱件数は三〇四九件、翌一九四六年の取扱件数は六九一五件で他の産業部門に比し、罷業の割合がきわめて低いのはこの局のお蔭であるといわれていた。

(3) 造船業安定委員會 (Shipbuilding Stabilization committee)

一九四〇年に設立され、一九四二年に戦時生産局 (War Production Board) によつて現在の形につくられた。造船業労働組合、造船業經營者、政府並に海軍等の各代表三十一名を以て構成され、一九四五年に労働省に移管された。造船業における賃金その他の労働条件の安定を掌り、その産業平和と能率の高上を目的としていた。

(4) 全國賃金安定局 (National Wage Stabilization Board)

一九四五年十二月に、全國戦時労働局が廢止せられたのち、一時これに代るものとして省内に設置された。同じく各代表を以て構成され、戦時労働局の権限と機能を承継する。

(5) 合衆國斡旋部の獨立

これまで省の斡旋部として長い間重要な機能を果してきた合衆國斡旋部も、全國労働關係法の制定による全國労働關係委員會の設置によりその機能も副次的になつたが、一九四七年に至りいわゆるタフト・ハートレー法 (一九四七年労働關係法) の制定とともに労働省からは獨立し、上院の進言と同意により大統領が直接その長を任命する連邦斡旋調停事務局の中に吸収されるに至つた。この局は労働省からは全く獨立し、大統領の下に労働關係委員會と協力し

て争議の平和的解決に従事するものであり、合衆國斡旋部の擔當していた事務と任務とはすべてこの局に引きつがれたのである。

(6) 國際問題部の設置 (Office of International Affairs)

一九三四年六月に合衆國は國際労働機關に加入したが以後、とくに第二次大戦以降における同國の國際關係における比重はとみに増大し、これに對處すべく最近、労働長官のもとに直屬する國際問題部が新に設置せられ、各國に派遣された多數の労働調査官 (Labor Attache) との協力の下に國際的分野における労働に関する諸事情をたえず長官に報告することになつたのである。

以上が合衆國労働省の機能及び機構の概要であるが、参考までにサムエル・コープ氏の講演になる一九四六年末における合衆國労働省機構の概要を圖示すれば次頁の通りである。(厚生省勞政局、労働問題講話(一)(一四五頁参照))

註 Labor Information 誌一九四八年三月号によれば、一九四八年二月十七日、各部局の名稱の統一を企圖し、労働長官は次のような名稱變更に関する指令を各部に發したといわれている。すなわち

労働基準局 Division of Labor Standards & Bureau of Labor Standards  
 徒弟訓練部 Apprentice-Training Service  
 徒弟局 Bureau of Apprenticeship  
 復員軍人再雇權局 Veterans' Reemployment Rights Division  
 Bureau of Veterans' Reemployment rights  
 秘書官長及び豫算局長官房 Office of the Chief Clerk and Budget Office  
 豫算及び管理部 Office of Budget and Management  
 人事局長官房 Office of the Director of Personnel & 人事管理部 Office of Personnel Management  
 弘報局長官房 Office of the Director of information & 弘報部 office of Information  
 以上の名稱を變更した。

附 I 合衆國労働省機構の變遷表

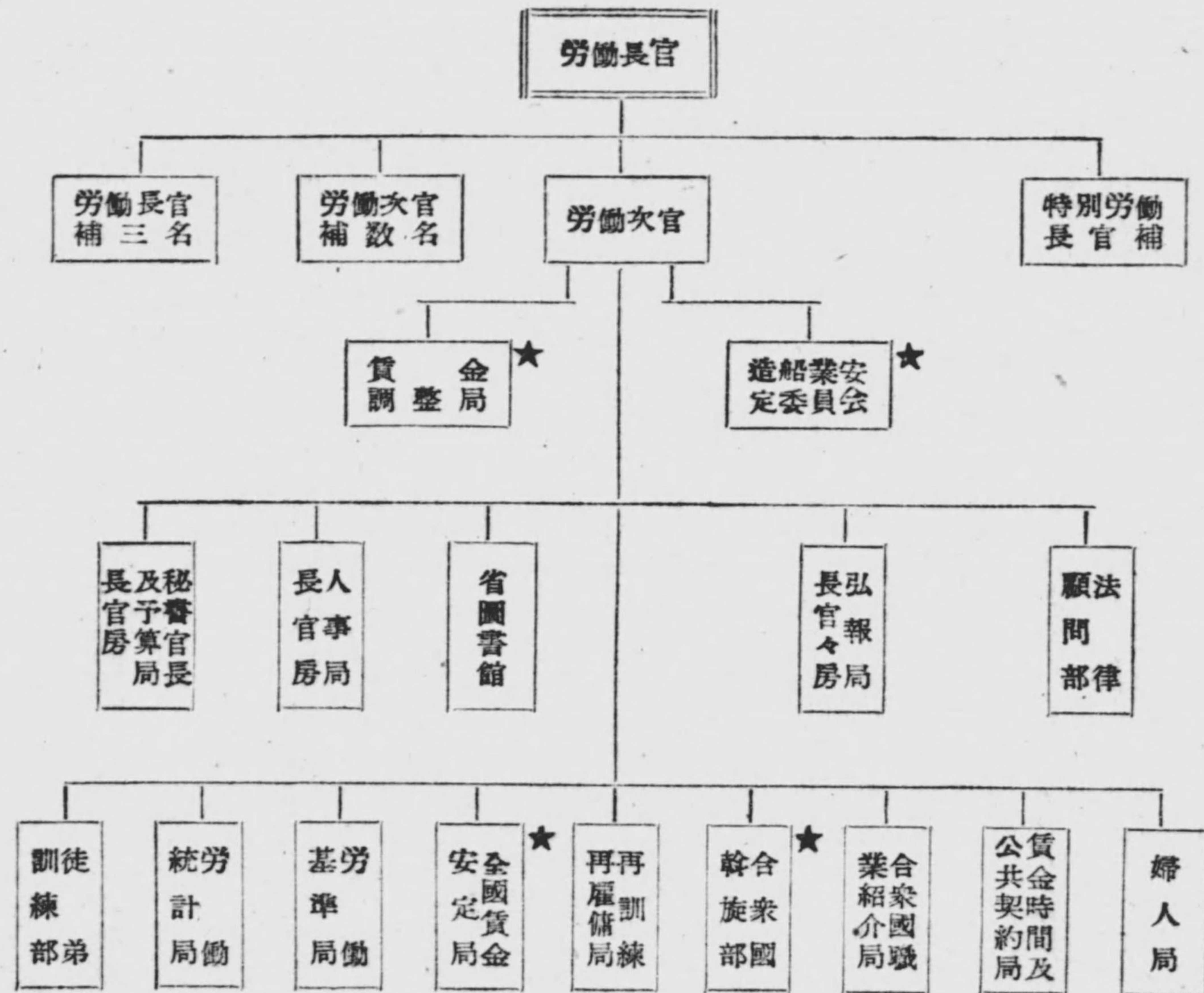
(月刊労働評論 一九四八年三月号)

1884—1912年	1913年	1933年	1939年	1948年
内務省労働局 (1884)	労働省労働統計局 (1913)	変化ナシ	変化ナシ	変化ナシ
労働省移民局 (1891)	労働省移民局 (1913)	労働省移民 歸化部へ合併 (1933)	変化ナシ	司法省へ移管 (1940)
商務労働省 歸化局(1906)	労働省歸化局 (1918)			
商務労働省 児童局(1912)	労働省児童局 (1913)	変化ナシ	変化ナシ	連邦保障部へ 移管 (1946)
	労働省幹旋部 (1913)	変化ナシ	変化ナシ	獨立ノ連邦幹 旋調停部へ移 管 (1947)
		労働省合衆國 住宅会社 (1918)	財務省に移管 (1937)	
		産業婦人部 (1918)ノチ婦 人局トナル (1920)	変化ナシ	変化ナシ
		労働省合衆國 職業紹介局 (1933)①	連邦保障部 職業紹介局 (1939)	労働省職業紹 介局 (1945)
			労働省公共契 約局 (1936)	労働省賃金 時間及び公 共契約局へ 合併 (1942)
			労働省賃金時 間局 (1938)	
			労働省労働基 準局 (1934)	変化ナシ ②
			労働省徒弟訓 練部 (1938)	変化ナシ ②
				労働省復員軍 人再雇備權局② (1947)

① 1933年以前における労働省の職業幹旋活動は継続的に一貫して行われていたものでなく、又制限された性格のものであつた。しかし、この線にそつた仕事の中幾分かは1913年当時から行われていた。

② 1948年2月に正式の局となつた。

第四表 1946年末における合衆國労働省の機構



【注】 I. 表中★印はその後廢止または他の機關の下へ移管されたもの。  
II. 再訓練再雇備局は一九四八年二月に正規の局として昇格し、復員軍人再雇備權局と名稱を改められた。

附Ⅱ 合衆國労働省各部署の任務 (一九四六年、G・H・Q・労働課 サムエル・コープ氏執筆のパンフレットによる)

五〇

(1) 徒弟訓練部

徒弟訓練に関する國家諮問委員会・州徒弟訓練機関・地方徒弟委員会と協力して熟練労働者養成のための徒弟訓練の基準を定め、促進する。  
徒弟訓練計画を定め、実施し、維持するための技術的な助言と援助を與える。國家徒弟計画の実施機関として活動する。地方下部機関を維持運営する。

(2) 労働統計局

労働経済の分野における連邦政府の主要事実調査機関として、労働特に雇傭・労働時間・賃金・労資関係・産業傷害・價格趨勢・生計費及び生活基準に関する一切の問題についての調査及び統計の蒐集、分析及び出版を行う。地方下部機関を維持運営する。

(3) 労働基準局

産業慣行・労働立法・労務管理・労資関係及び労働者教育に関する望ましい基準の設定を助長し、促進する。  
賃金労働者の労働条件及び経済的條件を改善し、とくに十八才未満のものに特別の注意を拂うための方法について適当な勧告を行う。公正労働基準法の兒童労働に関する條項を運営する。

(4) 全國賃金安定局

当事者の自発的提訴に基いて、要求された賃金または俸給の増額が果して物價の騰貴に應じ、是認さるべきものか否かを決定する任務をもつ。賃金及び俸給の減額認可の申出について裁定を下す。  
全國戰時労働局から移管された一定範圍の労働爭議調整に関する機能を実施する。地方下部機関を維持運営する。

(5) 再訓練再雇傭局

復員軍人及び職を失つた軍需関係労働者の再訓練・再雇傭・職業教育及び復職に関するすべての連邦執行機関の活動を指揮監督する。(但し、復員軍人部の所管に属するものを除く)

同様な仕事に従事する州及び地方下部機関の活動と連邦機関の活動との統一をはかる。

(6) 合衆國斡旋部

労働者または使用者の申立に基き、熟練した斡旋員又は調停員あるいは技術者をこれに提供し、罷業による作業停止を未然に防止し、又は終結させる。地方下部機関を維持運営する。

(7) 合衆國職業紹介局

左記の方法により、無料公共職業紹介所の全國的組織の維持発展に助力を與える。

即ち、州の公共職業紹介所の設立に対する援助。全國を通ずる統一的な職業紹介制度の運営を実施し、一律な運営手續を助長するための最低の能率基準を定め、雇傭機会に関する情報を提供し、州間の労働力の交換制度を維持することによつて最大限にその活用を圖る。地方下部機関を維持運営する。

(8) 賃金時間及び公共契約局

公正労働基準法の賃金及び時間に関する條項を実施する。一万弗以上の政府契約事業における時間・最低年齢・安全並に衛生及び兒童・囚人労働の禁止に関する基準を定めるウォルシュ・ハーレイ法を実施する。  
地方下部機関を維持運営する。

(9) 婦人局

婦人賃金労働者の福祉を増進し、その能率を高め、その労働条件を改善し、かつ、その有利な雇傭機会を促進するための基準と政策を定める。



19712

昭和二十四年一月三十一日印刷  
昭和二十四年二月一日発行

合衆國労働省の機能と機構

(海外資料 第九集)

1500

編  
行  
人

東京都千代田区代官町一ノ一

労働省労働統計調査局

印  
刷  
人

東京都港区芝西久保櫻川町四番地

加藤喜一郎

印  
刷  
所

東京都港区芝西久保櫻川町四番地

加藤印刷株式会社

労働省労働統計調査局

東京都千代田区代官町一ノ一

電話日本橋(一)一五五七六番

317.95

R59

2

